

県立体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第14号

県立体育館条例の一部を改正する条例

第1条 県立体育館条例（昭和42年岩手県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

区 分			普通利用料金の上限額							特別利用料金の上限額		
			全館貸切使用						区分使用			個人使用
			8時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	8時から 17時まで	12時から 21時まで	8時から 21時まで	1区分1 時間まで ごとに			1人4時 間までご とに
入場 料等 を徴 収し ない 場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	学生及び 生徒	円 3,390	円 5,300	円 7,060	円 8,690	円 12,360	円 15,750	円 610	円 90	1 休日割増料 日曜日、土曜日、国民の祝日に関 する法律（昭和23年法律第178号） に規定する休日、12月29日から31日 までの日並びに1月2日及び3日に 、その他の催しに使用する場合にお いては、普通利用料金の額の2割に 相当する額（100円未満の端数は、 切り上げる。） 2 附属の施設又は設備の利用料金 附属の施設又は設備を使用する場 合においては、1件又は1式1時間 までごとに2,660円の範囲内で知事 が定める額 3 電気料及び暖房料	
		一般	6,770	10,610	14,140	17,380	24,750	31,520	1,050	100		
	その他の催しに使用 する場合	33,860	53,020	70,740	86,880	123,760	157,620	3,080				
入場 料等 を徴 収す る場 合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	学生及び 生徒	6,770	10,610	14,140	17,380	24,750	31,520	860			
		一般	13,550	21,230	28,280	34,780	49,510	63,060	1,470			
	その他の 催しに使用 する場合	興行とし て行うも のでない 場合	50,780	79,540	106,100	130,320	185,640	236,420	4,840			
	興行とし	101,570	159,100	212,210	260,670	371,310	472,880	9,250				

	て行うものである場合									電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額
第4条の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額	1人1時間までごとに890円									

第2条 県立体育館条例の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

区 分			普通利用料金の上限額								特別利用料金の上限額
			全館貸切使用						区分使用	個人使用	
			8時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	8時から 17時まで	12時から 21時まで	8時から 21時まで	1区分1 時間まで ごとに	1人4時 間までご とに	
入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	学生及び生徒	円 3,450	円 5,400	円 7,190	円 8,850	円 12,590	円 16,040	円 620	円 90	1 休日割増料 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日に、その他の催しに使用する場合においては、普通利用料金の額の2割に相当する額（100円未満の端数は、切り上げる。） 2 附属の施設又は設備の利用料金 附属の施設又は設備を使用する場合においては、1件又は1式1時間までごとに2,710円の範囲内で知事が定める額
		一般	6,890	10,810	14,400	17,700	25,210	32,100	1,070	100	
	その他の催しに使用する場合	34,490	54,000	72,050	88,490	126,050	160,540	3,140			
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	学生及び生徒	6,890	10,810	14,400	17,700	25,210	32,100	880		
		一般	13,800	21,620	28,800	35,420	50,420	64,220	1,500		
	その他の催しに使用する場合	興行として行うものでない場合	51,720	81,010	108,060	132,730	189,070	240,790	4,930		

	興行として行うものである場合	103,450	162,050	216,140	265,500	378,190	481,640	9,420		3 電気料及び暖房料 電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額
第4条の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額		1人1時間までごとに910円								

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。